

福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 福岡市立障がい児通園施設（心身障がい福祉センター児童部門、東部療育センター、西部療育センター、南部療育センター、めばえ学園）について、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関する事
- (2) 指定管理者の選定基準に関する事
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (4) 指定管理者による管理運営状況の評価に関する事項
- (5) その他、こども未来局長が委嘱する事項

(委 員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から選任し、委員の人数は11名程度とする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格を有する者
 - (3) 各施設利用者の代表（各施設1名以上）
 - (4) 関係機関の代表
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 利害関係人と判断された委員は、委員会に出席することができない、ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は、選定した指定管理者による当該指定期間の管理運営状況の評価が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、会議を総理する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項に関し知識がある者等の出席を求めることができる。

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じて、局長が招集する。

- 2 委員会を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、開催の目的、公開

- ・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。

（会議の公開、非公開）

第7条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- （1）第2条第1号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
- （2）第2条第2号及び第5号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。
- （3）第2条第3号及び第4号に関する委員会については、非公開とする。

2 委員会の非公開については、委員会の冒頭において、その理由を明らかにしなければならない。

3 公開による委員会は、局長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。

4 委員会に係る傍聴の手續等については、局長が定める。

5 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。

6 委員会資料及び議事録等は公表するものとする。

（委員等の責務）

第8条 委員、事務局員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、福岡市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、こども未来局子育て支援部こども発達支援課において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。